

山口県報

平成29年
4月11日
(火曜日)

目次

○告示

災害対策基本法の規定に基づく指定地方公共機関の指定（防災危機管理課）……………

保安林指定の解除（下関市）（森林整備課）……………

解除予定保安林（森林整備課）……………

周南都市計画道路の変更（都市計画課）……………

山口市黄金町地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（住宅課）……………

歳入の収納の事務の委託（交通規制課）……………

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………

公共測量の実施の終了（監理課）……………

下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………



山口県告示第四百四十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一般社団法人山口県建設業協会

山口県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字江良字蟹廻り一三五の一〇〇
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
山陽小野田市大字小野田字高尾一三三の一
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
指定理由の消滅

- 解除予定保安林の所在場所
長門市日置上字西ヶ浴一〇二六の二四
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・三・百一国道百八十八号虹ヶ浜室積線

周南都市計画道路三・四・百三虹ヶ丘森ヶ峠線

周南都市計画道路三・五・百八瀬戸風線

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第百四十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、山口市黄金町地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 住所

北條 栄作 山口市道場門前一丁目三番一三号

山口県告示第百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類

パーキング・チケット発給手数料

二 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社中国警備保障

岩国市麻里布町三丁目一四番一四号

三 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間



(二一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年十一月二十九日山口県公告（四八九）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年四月十一日から同年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米C街区
所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三七街区一号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一一七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十八年六月六日から平成二十九年三月二十七日まで

(一一八) 下関都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画地区計画安岡リバーサイドタウン地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十九年四月十一日
印刷發行

發行人所

山口縣知事
山口市